

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
---	---

第2 網改造料
1 適用

区分	備考
(1)～(4) (略)	(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(52) (略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	<p>ア IP通信網終端装置（ウに定めるもの以外）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能</p> <p>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>ウ IP通信網終端装置（増設基準を設けないものに限ります。）においてPPPoE接続を行うための機能</p>

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

- 1～2 (略)
- 3 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。
- 4 (略)
- 5 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係るIP通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の対象となる本機能と同一種類のIP通信網終端装置（以下この項において「同一網終端装置」といいます。）の増設基準で定めるしきい値を

第2 網改造料
1 適用

区分	備考
(1)～(4) (略)	(略)
(5) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）の適用の特例	1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄については、協定事業者が現に利用しているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）及び第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項に基づく申込みを現に行っているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものを除きます。）の台数の合計が、当社が別に定める台数以下の場合は(7)欄を、それ以外の場合は(イ)欄をそれぞれ適用します。

1-1 網改造料の対象となる機能

区分	備考
(1)～(52) (略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能（IPoE接続に係るものを除く）	<p>ア IP通信網終端装置（ウ欄に定めるものを除きます。）に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェース相当を付与する機能</p> <p>イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能</p> <p>ウ IP通信網終端装置（増設基準を設けないものに限ります。）においてPPPoE接続を行うための機能</p> <p>(7) 協定事業者に係るIP通信網終端装置（ウ欄に定めるものを除きます。）の台数の合計が当社が別に定める台数以下の場合 (イ) (7)以外の場合</p>

附 則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）

- 1～2 (略)
- 3 本機能は料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア(イ)欄の補完的な機能と位置付け、平成32年6月末日まで、接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。
- 4 (略)
- 5 本機能は、本機能のIP通信網終端装置に係る網改造料を、本機能を利用する協定事業者及び一般収容局接続ルーティング伝送機能を利用する事業者が按分して負担するものとし、本機能を利用する協定事業者が負担する料金額は、本機能に係るIP通信網終端装置の按分前の料金額を上限に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア(イ)欄の対象となる本機能と同一種類のIP通信網終端装置（以下この項において「同一網終端装置」といいます。）の増設基準で定めるしきい値

本機能の対象となるIP通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄の場合の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。

を本機能の対象となるIP通信網終端装置の増設基準で定めるしきい値で除した値に、料金表第1表接続料金第2網改造料1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア(イ)欄の場合の同一網終端装置の取得固定資産価額を乗じたものを取得固定資産価額として網改造料の算出式を準用して算定するものとします。なお、本機能に係る料金額の算定において用いるしきい値は同ア(イ)欄の増設基準で定めるしきい値に限ります。

附 則（令和元年8月26日東相制第19-00023号）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和元年8月26日から実施します。本改正規定の実施の際、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア欄を現に利用している協定事業者又は当該機能に係る接続申込みを行った協定事業者は、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める(ア)欄の対象となる場合は同(ア)欄を、それ以外の場合は同(イ)欄を、それぞれ利用又は申込みしていることとします。

（IP通信網との接続に係る機能の経過措置）

2 協定事業者が現に利用し、又は接続申込みを行っているIP通信網との接続に係る機能（料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄ウ欄に限ります。）のうち、第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める料金表第1表第2（網改造料）1（適用）1-1第53欄(ア)欄の対象となる協定事業者が本改正規定の実施日において利用し又は申込みを行っているIP通信網終端装置（同ウ欄に定めるものに限ります。）について、同ア(ア)欄の対象となった日から6ヶ月を経過する日までに協定事業者が申し出た場合であって、同ア(ア)欄に適用される増設基準（本項の規定による機能の変更の時点における増設基準とします。）を満たしている場合に限り、同ウ欄を利用している協定事業者は第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第1項の申込みにより、同ア(ア)欄による利用又は申込みに変更できるものとします。この場合において、当社は協定事業者が申し出た月の翌月から当該網改造料を適用します。

3 附則（令和元年6月25日東相制第18-00108号）第5項で定める機能を利用し、又は当該機能に係る接続申込みを行っている協定事業者が、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1（適用）第5欄に定める(ア)欄の対象となる場合は、同一の網終端装置を対象として、その利用又は申込みについては、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第53欄ア(ア)欄を利用し又は申込みを行っていることとします。この場合において、協定事業者が当該機能を現に利用している場合は、当社は本改正規定の実施日の属する月の翌月から当該(ア)欄の網改造料を適用します。